

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会

第5回議事録

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課

午前10時00分開会

○玉岡課長 定刻になりましたので、ただいまから、第5回「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、本日の委員会次第をご覧ください。

今回は、計画の素案を議論いただく最後の回となります。委員の皆様方からの、忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

それでは、初めに本日の出席状況を御報告させていただきます。資料1に委員名簿をつけてございます。

本日の出席状況でございますが、6名の委員の方が御欠席となっておりますが、出席率は半数を超えておまして、定足数を満たしております。

また、御欠席いただいている委員のうち、代理の方に御出席いただいているところもございますので、御紹介をさせていただきます。

中根委員の代理といたしまして、東京都ひとり親家庭福祉協議会事務局長の伊藤委員でいらっしゃいます。

山口委員の代理といたしまして、東京労働局職業安定部職業安定課、水野課長補佐でいらっしゃいます。

萩原委員にかわりまして、産業労働局雇用就業部就業推進課、荒井就業支援担当課長代理でいらっしゃいます。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

資料2といたしまして、「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）素案」、A4判縦で両面印刷の左上とじの資料でございます。

資料3「今後のスケジュールについて」、A4横1枚判で準備をさせていただいております。

また、参考資料1、国の平成31年度の予算概要資料となりますが、「離婚前後親支援モデル事業」の資料をA4横1枚でつけてございます。

そのほかに、事前に委員の方から素案に対する御意見を頂戴しておまして、委員提出資料として赤石委員と伊藤委員からの資料をつけさせていただいております。

その他、常用資料といたしまして、「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」を準備しております。

万一、説明の中でも構いませんが不足等に気づかれましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

本委員会でございますけれども公開で、配布資料、議事録については後日、ホームページで公開することを申し添えさせていただきます。

それでは、この後の進行は森田委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願

いたします。

○森田委員長 皆様、おはようございます。

年末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ひとり親家庭自立支援計画策定委員会第5回を開催いたします。

事務局から計画の素案が提出されていますので、まずそれを事務局から説明をいただきまして、その後に皆様からの御意見を頂戴する意見交換とさせていただきたいと思っております。

本日の進行ですが、素案の項目を幾つかに分割にして説明を受け、それから意見交換という形で進めさせていただきます。最後に、全体を振り返る時間を10分、事務局の連絡を5分、こういった形で進めさせていただいて、おおよそ11時45分までに素案に対する議論の時間をとる形で進めます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○玉岡課長 まず、資料2をご覧くださいませでしょうか。

目次から、第1章の1、8ページまでを御説明いたします。

目次につきましては、前回の第4回の委員会で構成案をお示ししたとおりとなっております。第1章の3に「ひとり親家庭を対象とした支援機関の状況」を追加してございます。

第2章の3-4にあります「課題を有する母子への支援（母子生活支援施設）」につきましては、独立をさせ、第3章にまとめてございます。

次のページで、第4章は「ひとり親家庭支援施策の全体像」となっております。支援施策の体系図や事業一覧を載せていく予定とさせていただいておりますが、今回の素案については第3章の計画本文の部分までとさせていただいております。

そのほか、計画の完成版の想定といたしましては、コラムのようなものとして取り組み事例ですとか、ひとり親の方々へのインタビューなどについても載せさせていただきたいと思っておりますが、そちらは今回は加えてございません。

3ページをご覧ください。

「1 はじめに」の「(1) 計画策定の趣旨」でございますが、第3期計画以降の動きを記載してございます。

5ページの「(2) 計画の位置づけ」でございますけれども、こちらは特に記述の変更はございません。

「(3) 計画期間」は御案内のとおり、令和2年度からの5カ年ということでございます。

次のページに参りまして、「(4) 本計画の理念と施策分野」というところでございますが、【3つの理念】と【4つの施策分野】は、現行の3期計画を踏襲してございます。

次のページの「(5) 第4期計画策定に当たっての視点」は、前回第4回の会議資料でお示ししたとおりとなっております。第3期計画からの変更点として、今回のテーマで

もありました「【1】ひとり親家庭を支える『つながり』への支援」を追加しております。

また、「【2】各家庭の特性・状況に応じた自立に向けての支援」として、母子家庭・父子家庭の特性やニーズを踏まえた施策、個別的・継続的な就労支援など。

次のページになりますけれども、【5】のところに独立をさせ、新たに母子生活支援施設の活用促進を記載してございます。

【3】と【4】は、第3期計画から基本的に継続ということで載せさせていただいているところでございます。

ひとまずは、8ページまでの説明は以上となります。

○森田委員長 それでは、委員の方から御意見がありましたら、挙手にてお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

御意見がなければ、先に進みたいと思っております。

それでは、続いて9ページから御説明をお願いいたします。

○玉岡課長 続きまして、資料9ページをご覧ください。

第1章の「2 東京のひとり親家庭の状況」、ここから統計のパートになります。

主に直近の平成29年度の福祉保健基礎調査を参照して載せさせていただいております。

簡単に触れさせていただきますと、10ページ「ひとり親家庭の数」、親子のみの世帯数ですが国勢調査によりまして、5年前の平成22年から比べ母子世帯約2,000世帯増、父子世帯約900世帯の減、都において推計する3世帯同居の世帯数は母子世帯、父子世帯ともに微増となっております。

11ページの下段をご覧ください。「イ ひとり親になった年齢、子供の年齢」といたしましては、母子世帯では30代以下7割近く、父子世帯では3割強。次のページになりますけれども、一番下の子供の年齢は6歳未満、就学前のお子さんの割合は6割近くとなっております。

また、13ページの「オ 就業の状況」でございましてけれども、母子世帯、父子世帯ともに約9割が就業し、母子世帯ではパート・アルバイト、派遣社員等の非正規雇用が全体の45%となっており、母の3割近くが転職を希望している状況です。非正規雇用の母の転職を希望する理由としては「将来が不安」、「収入が良くない」が約7割となっており、正規雇用の場合に比べ、特に将来が不安というところは倍近くとなっているようでございます。

14ページですけれども、「カ 収入の状況」で、年収といたしましては、母子世帯では200万円未満、あるいは200万から300万円まで、これらを合わせまして6割近くとなっております。

「父母の学歴」を見ますと、ひとり親の母、父ともに父母全体に比べ中卒、高卒の割合が多くなっているというところでございます。

15ページのところでございます。「ク 養育費の状況」でございましてけれども、養育費

の取り組みをしている世帯は母子で約4割、父子で約3割、受け取りは母子で3割弱、父子で約1割。

「面会交流の実施」は母子で35%、父子で53%となっております。

16ページのところの「面会交流の実施」が「ク」になってございますが、こちらは「ケ」に訂正をしていただけますでしょうか。申しわけございません。

面会交流については、先ほど申し上げましたように、そういう状況になっております。

17ページの下段の公的制度の認知度については、こちらに掲げられている事業のうち、半数が制度を知らなかったので利用したことがないという回答をした割合でございます。

18ページに行まして、サの保育と子育ての支援の状況ですけれども、保育の終了時間や不満に思うことに関して、ひとり親世帯と共働き世帯の差が少なくなってきました。一方で市の学童クラブに関しまして、共働き世帯よりも利用が多く利用するに当たって望むこととして、「学校が休みの日に利用できること」、「利用時間が延長されること」が多くなってございます。

「ス 帰宅時間」を見ますと、母子世帯では働いている母全体より帰宅時間が遅く、父子世帯では働いている父全体より早くなってございます。

セの子育てに必要なものといまして、「子育てに理解のある職場環境の整備」、「児童手当など経済的な手当の充実」、「子供が病気やけがをしたときに休暇をとれる制度の充実」などが多く割合が高い項目は、母子、父子世帯で共通をしております。

「ソ 困っていること」といまして、母子世帯では「家計について」、父子世帯では「子供の世話について」と「子供の教育・進路・就職について」が多くなっているというところでございます。

その下の「タ 相談相手」の有無につきましては、「相談相手がいないのでほしい」というところが、母子、父子とともに両親世帯より多くなってございまして、相談したい相手としてひとり親世帯の場合、友人、公的機関の職員、民間の相談窓口の相談員の割合が両親世帯より高くなっております。

少し飛びまして、23ページのところでございますが、「(5)生活保護受給世帯の状況」でございますけれども、平成27年以降横ばいの中、母子世帯の数は減少しています。

24ページ、DVの状況ですけれども、東京都女性相談センターにおけるDVの母子一時保護件数は平成27年以降、減少に転じていますが、DVの割合自体は長期で見ますと平成15年以降、一時保護理由の5割以上となっており、高い割合で推移をしております。

次のページの「(7)子供の貧困」につきまして、国民生活基礎調査の相対的貧困率の年次推移を載せてございまして、直近の平成27年は大人が1人の現役世帯は貧困率50.8%、大人が2人以上世帯の10.7%に比べ大きく改善してございます。

続いて、27ページからは第3期計画には載せてございませんでしたが、「ひとり親家庭を対象とした支援機関の状況」として「国・都の支援機関」、28ページには「母子・父子自立支援委員」の配置状況、新規の相談件数、あわせまして民間の支援機関についても記

述をしているところでございます。

以上、第1章の2、3の母子生活支援施設の現状を除いた、統計上のひとり親家庭状況についてというところで説明は以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、この委員の方から29ページまでの第1章にかかわるところの御意見を頂戴していきたいと思えます。

赤石委員から事前に御意見が出ているところは一番最後ですね。27ページ、ここのところの書きぶりの話ですね。

○赤石委員 ありがとうございます。

書きぶりとしては、これが事実だと思っております。

ずっと違和感があるのですけれども、東京ウィメンズプラザは男女共同参画の拠点として運営しておられると思うのですけれども、ひとり親に関する離婚前後の法律講座とか、こういったことはこの十数年一切やっておられない。私も、東京ウィメンズプラザにはDV被害者のための講座では御協力しているのですけれども、ほかの男女センターと比べて余りにもひとり親に対する施策がないということが本当に残念なことなので、一言、こういう東京都の委員会でないとなかなか申し上げられないので、いろいろな御事情があるのかと思えますけれども、これが十数年続いているのは残念なことだと思っております。申し上げておいたほうがいいかなと思えました。

○森田委員長 この講座の企画の内容についての御意見ということですね。

○赤石委員 そうですね。

やはり、困難を抱える女性を支援するのは男女共同参画の中では必要な視点だと思っておりますけれども、家族の多様性はなかなか打ち出すのが難しいのかなと思うのですけれども、ひとり親に関しては一切授業が行われていないのは、ほかの男女共同参画センターと余りにも違うので違和感がございます。

書きぶりとしてはこれで別にいいのですけれども、ひとり親の支援として、やれることはたくさんあるのではないかなと思っております。

○森田委員長 ほかにいかがでしょうか。

この追加で入れるべき統計だとか、あるいは御意見なども含めて。

伊藤さん、どうぞ。

○伊藤事務局長 1点なのですけれども、同じ27ページの「都の支援機関」の中の2項目めで、就業支援なのですけれども、東京しごとセンターということでおまとめになっている。あるいは支援センターはあと飯田橋のことで記述があるとしたら、「東京しごとセンター内の支援センターはあと飯田橋において」ということで加えるとよろしいのではないかなと思うのです。

あと、せっかくでするので「就職活動を支援しています」の後、はあと飯田橋は定着支援に強く取り組んでおりますので、さらに「就職、転職後も、定着支援として職場の悩みや

家庭と仕事の両立について継続した相談を受けています」と加えていただけると、大変ありがたいなと思います。

以上でございます。

○森田委員長 ほかには何か御意見ございますか。

よろしいでしょうか。

委員の方々、たくさんのデータがある中でこれを抽出されたということですので、ほかに御意見などなければ、事務局から今の2つの御意見に対しては、何かコメントなどございますでしょうか。

○玉岡課長 赤石委員から御指摘をいただいたところといたしましては、それは確かに自治体によっていろいろな役割分担の中で、組織としてやっている場所が違うということで、東京都の場合ですとウィメンズプラザでひとり親の部分がなかなか見えにくいという御指摘だったのかなと思っています。

東京都の場合ですと、ウィメンズプラザ、先ほど男女共同参画センターという位置づけでの組織というところもあるので、そこはそういったところに中心的にやっていく中で、ひとり親という部分はどちらかというと、私たちの組織でいえば福祉保健局が主体的にはやっています。ただ、赤石委員がおっしゃるように、こうした視点も、例えば生活文化局が所管しているウィメンズプラザなどでも、しっかりそういったものを持っていると持っていないとでは全然違うことになるのかなと思っていますので、それは大変貴重な御指摘としてこちらとしても踏まえさせていただき、生活文化局とも情報共有、認識を共有させていただきたいと思います。

また、伊藤さんからいただきました御指摘については、そのとおりでございますので、今おっしゃっていただいたような内容で反映をさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○森田委員長 ほかには大丈夫でしょうか。

それでは、続いて30ページから説明をお願いいたします。

○玉岡課長 30ページの第2章、計画の本文でございます。

第4期の具体的な取り組みを中心に簡単に御説明をさせていただきます。

「1 相談体制の整備」の「1-1 広報・普及啓発と相談窓口」についてでございます。今回、第4期計画の大きなテーマといたしまして、国、都、区市町村、民間団体等多様な支援機関によるさまざまな施策や取り組みが行われているにもかかわらず、ひとり親への認知度が低く、支援が必要な世帯ほど支援につながらないといった意見をいただいているところで、委員の皆様方からもこれに関連した多くの御意見をいただいたところでございます。

そうしたことを踏まえまして31ページ、第4期の具体的な取り組みといたしまして、(普及啓発)としましては、施策が認知されるよう検索がしやすい横断的なポータルサイトの作成などの効果的な情報発信に取り組んでいくこと。

それから、（相談体制の強化）のところでございますが、これまでなかなか相談が必ずしもしにくいという部分がございましたので、ひとり親家庭が身近な場所で相談できるよう、ひとり親家庭支援センターに新たに相談拠点を設置するという事で、書かせていただいております。

また、その下の○でございますけれども、ひとり親家庭に対する地域の窓口として区市町村の窓口について、相談時間の延長や土日開所、メールやSNSを活用した相談の実施などに取り組む区市町村を支援していく。こうしたことも、ここで掲載をさせていただいております。

32ページでございます。「1-2 ニーズに応じた相談支援」でございます。

こちらは現行第3期から、母子、父子自立支援委員の研修事業あるいは専門相談といったものの充実を図ってきたところでございます。

33ページ、第4期の具体的な取り組みといたしまして、引き続き（相談支援の質の向上）、ここに書いてございますとおり、そうした研修を引き続き実施していくこと、あるいは関係機関との連携を行っていくことを載せさせていただいております。さらに、新たな取り組みといたしまして、1つ飛んで下の○の（養育費・面会交流への支援）のところでございますけれども、養育費・面会交流につきましては離婚前の早期からひとり親同士の交流を通じて理解を深める取り組みを実施するという事。それから、こちらにありますように、ひとり親の理解を深めるような取り組み。

また、参考資料を後ろにつけさせていただいております。あわせてご覧いただければと思いますが、こちらは国の予算資料でございますが、こうしたイメージのものを私どもも想定しているところではございますが、こうしたイメージの中で今後の施策、取り組みを考えていきたいと思っております。

同時に、身近な相談窓口でございます、母子・父子自立支援委員においても、養育費・面会交流が子供のための制度であること。面会交流については、DVや虐待など実施することが適切でない場合もあることなどを含めて、正しい理解を深める研修等を実施してまいります。

また、ひとり親同士の交流が少ないとの御意見から、ひとり親同士の交流の場を設けるなどのつながりをつくる取り組みを実施していきたいと考えてございます。

34ページ、「2 就業支援」について御説明をいたします。

就業支援も、第3期からさまざまな施策・事業の拡充が行われてきましたが、ひとり親になった当初はひとまず就職することを優先し、希望の就職先などを選ぶことが難しく、お子さんの成長に伴って収入をふやしたい、あるいは正規職員への転職を希望するなどの状況が指摘をされているところでございます。

ここで35ページのところでございますが、これまでの取り組みとしては、東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、それぞれの家庭状況や課題を踏まえた包括的・継続的な支援を実施ということで、こちらは継続してまいります。



また、ここにありますように、ハローワークや東京しごとセンターと連携した就業支援プログラム、こうしたものなども実施をしてみたいです。

新たなものとして、その下の○にございますけれども、新たにキャリアアップ支援事業を開始し、ライフプランセミナーの受講やマネープランを設計、個々のライフステージを踏まえたキャリアアップを目指すプログラムを策定、継続した支援を実施していきたいと考えてございます。

そのほかに、地域における就業支援体制の強化、あるいは、次のページにまたがりましてけれども、安定した就業に向けての資格取得等支援等については、引き続き働きかけ等を行ってみたいと考えてございます。

2のところの説明は以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、36ページまでになりますけれども、相談体制の整備の議論と、就業支援に関する議論になります。

いかがでしょうか。御意見ございますか。

どうぞ、齋藤さん。

○齋藤委員 相談体制のところにつきましては、以前から情報発信が今の方に合った形でいろいろと見直しができるのではないかとということで意見を言わせていただいたところ、31ページのところにポータルサイトの作成が今回書かれているということで、うれしく思っております。

もし、今の段階で、できる範囲でよろしいのですけれども、ポータルサイトのイメージはどんな感じのものを検討されているかということがわかればありがたいのですが。

○玉岡課長 やはり今の現状だと、東京都だと、例えばひとり親家庭支援センターのサイト、各区市町村はそれぞれの窓口でそういった情報が分かれて掲載されていますので、何か東京都のひとり親家庭向けのサイトみたいに入り口がございまして、そこでご覧になりたい、関心のある御相談の内容ですとか項目、あるいは御自身のお住まいの地域などを想定して入れたときに、そこにすぐにつながるような、そこで全てが詳細にわかるというよりは、適切にその次の詳細の内容がわかるような情報源にたどり着けるような、いわゆる窓口的な部分ですね、そういったもののサイトというイメージで想定はしております。

また、その詳細な内容についてはこれから詰めていくものにはなりますが、またいろいろ御意見等あれば、今後も教えていただければと思います。

以上でございます。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○森田委員長 具体的には、各施設がいわゆるシェルター機能も持っているために、個別の情報を出せないというところで、困難を抱えている人たちが、特に母子生活支援施設になかなかたどり着けないというか、そのところの情報をどういう形で出したら一番つながりにくい人たちにつながるかということ。先ほどのつながるという概念というのは、実

は当事者同士のつながりということもそうなのですけれども、支援につながりにくいという人たちをどう支援とつなぐか、その支援とつなぐ機能を、例えばそれは人がやれることとそういった情報のポータルサイトみたいなものがつなぐ大きな役割を果たすということもあるわけですので、そういう一つとしてポータルサイトというものがどうイメージされているかということなのだろうと思うわけですね。

今までは、全社協とか東社協などのサイトから行けるようにつくって。

○齋藤委員 東社協が中心で、全社協は情報があるので。

○森田委員長 東社協のところからつくられていたものと、どんな形で東京都のポータルサイトがつながるかという話ですね。

この点については先ほどの御意見の中でも、伊藤さんから出されている御意見のところにも少しあるようですね。

○伊藤委員 31ページの一番下、（つながりへの支援）の「ひとり親同士のつながりを支援します」というのが、今回、全体でつながりを支援していこうというのが、すごくいろいろなところにちりばめられているところなのですけれども、ここの中では何をやるのだろうかというの、ちょっとこの「第4期の具体的取組」というところで、ここにはうまく出てきていないので、この部分はもう少し何かどんなことをするのかというのがあるといいなと思ったところです。

○森田委員長 今、齋藤さんがおっしゃったこと、伊藤さんのおっしゃったことで、ここは赤石さんから何かありますか。

○赤石委員 まず、ポータルサイトについてなのですけれども、1つはよくあるのですけれども、ポータルサイトがあつてリンク先に行くと行政のところにつながっていく。だけれども、その書きぶりは随分違うので、結局そこで情報が得られないとか、わかりにくいというところで落ちてしまうみたいなことにならないためにはどうしたらいいのかというところは、動線をどう引っ張っていくのかを検証していかないと、最後で落ちてしまえば結局、すごくフレンドリーなポータルサイトがあつたとしても、最後のところに行き着かないというところを防ぐ手だてというのは必要かと思えます。

もう一つ、母子生活支援施設のイメージということは申し上げたので、多分、個々の施設の紹介というのはできなくても、そこでやってもらえそうなこと、体験談とかがわかりやすくイラストとか漫画とかそういうところでアピールしていただければ、もうちょっと本当に困難を抱えている、例えば若いお母さんたちでも行ってみたいなと思えるようになっていただけるといいなと思いました。

メールやSNSの活用の支援というのはとてもいいと思います。というのは、やはり児童扶養手当の受給者さんだけではない、もうちょっと広いゾーンをカバーしてやれるので、その登録のところはかなり自由度がきくのがいいと思っております。

お尋ねのひとり親同士のつながりなのですけれども、私どもはずっとグループ相談会とかほっとサロンとかママカフェといっているいろいろやっております、そこでいろいろな知

見が積み重なっていると思います。やはり、安心な場で皆さんが割と来やすい場所につながりが持てるというのはいいことであると思います。

ただ、埼玉県で「ママ・カフェ」をやっている非常に人気があるのですね。埼玉県は男女共同参画センターのWith You さいたままでやっているのです。そこはすごく来るのです。地元でもやってもらおうとして、各市町村の場でもやっていただいているのですが、各市町には来ないのですよ。つまり、自分を知られたくないので、あまり近いところに来たくないというどうも心情があるらしいという仮説があって、ただ、荒川などはやっていらしてそれなりに来ていらっしゃるので、そこら辺のこういうのをモデルにするのか、ちょっと事例とか入っていたほうがいいかなと思います。やはりある程度の匿名性というのは必要な感じはしておりますが、もし御意見があれば。

○森田委員長 相談が意外と重くなればなるほど、遠くでやりたいというのは昔から相談事業の傾向ですね。

それと具体的に、地元で、身近なところで交流できるということと、その交流できることによって支え合いの日常が発生してくることが、多分あるのだろう思うのですね。

そのあたり伊藤さん、先ほどの話でいくと、このところに幾つかコラムで、なぜ成功しているかみたいなことというのは、何かお感じになっていらっしゃることありますか。

○伊藤委員 今、シングルマザーサロンという形でやっているのが、当初は本当に5人ぐらいで、コアで来ていらっしゃっていた方が、やはり一番はロコミで、すぐ隣に子供が遊ぶおもちゃ図書館もあるので、そこで子供たちは見てもらいつつ、お母さんたちはお母さんたちで別でいろいろ話ができ、やはり時には重い話になって泣き出してしまうお母さんなどもいらっしゃると聞いています。その中で、初めはやはりなかなか、皆さん表面的なことしかお話ししないけれども、何回か定期的にやっているということで、来ることでやっとな心が開けてくる場所があるので、それも子供を見ながらではなく、ちょっと子供を離れたところでやる形で、今やって1年ちょっとたって、そういう意味ではもう定着してきて、いろいろな形でお手伝いに入ってくれる人もふえてきたというところでやっています。どこまでが成功なのかというのはあるのですけれども、そうはいつでも小さい単位でしかないので、じゃあ広げていけるかというところはまだ課題は大きいかなと思っています。

○森田委員長 そういった幾つかの試み、チャレンジしていくと。例えば今お話があったように、場所が子供も楽しめるような図書館の一角の近いところで、ある程度、離れることができない、離れにくい段階にある母子が一緒に集うことができる。そのときに、親たちが安心して子供を託せるような場、子供も楽しめるような場があるというようなことは、これも非常に重要な要素ですね。

何かそういうようなことがコラムの中に幾つか出てくれば、どうやったらこういったポータルサイトだとか、あるいは相互の交流というものがつなぐための一つの方法なのだけれども、これをやりっ放しでは効果が出てこなくて、ここをどういうふうに必要な人たち

につなぐかというその一工夫がないと、なかなか事業というのは成功していかないのだから思うのです。

そういったところが、東京都の役割としても全体を引き上げていくということがとても大事なことなので、こういったことが定着していくといいなとも思います。

柳瀬さん、自治体の中でこういった取り組みはいろいろされていると思うのですけれども、多摩のほうの地域はどうでしょうか。

○柳瀬委員 ひとり親同士のつながりということでは、例えば、特に市としてはそういった事業をやってはいないのですけれども、市内の幾つかの団体の方がひとり親に向けたイベントをやったりとかそういうことがありますね。

ただ、その方から聞いた話だと、やはり知らせるのが非常に神経を使うということがあります。一応、こちらのほうにもチラシをいただいているのですけれども、さすがにちょっとそれは大々的に市のほうの、窓口のカウンターにポスターを置くというのなかなか難しいですねと言われたことはあります。

ですから、相談員が、何か相談の中でこういうこともあるのでどうぞという紹介の仕方をしているとは思いますが。

○森田委員長 どうぞ。

○赤石委員 私どもは、東京都内では四ツ谷の主婦会館、これは主婦会館の事業としてやってくださっていて、2カ月に1回。それから、世田谷区の男女共同参画センターらぷらすで、こちらもやっているのですね。土曜日の午後ですが、世田谷区もこの間、12月も10世帯来ていまして、いつもは5世帯ぐらいなのですけれども、今回は多いねと言っていたのですが、やはり定期的にやっていることによって、知られているということと、男女共同参画センターで年に1回、シングルマザーフェスタというのをやっています、このときは150人ぐらい親子が来るので、皆さん場所を知っているという状況と、世田谷区は本当に懐が深いので、他区の方が来ても受け入れてくださっているのです、そういうことも含めて近隣の三軒茶屋ですからいろいろなところからもいらしてくださっているということがあります。

保育つきですから、お母さんはやはり子供に聞かせたくない父親の問題とか、お話ししたいと思います。父親の悪口は言わないというのは皆さん結構知っているのですけれども、お子さん抜きで暴力があったこととか、借金があったこととかお話しにならないと、情報交換にはなりませんので、そこはお子さんと離れた場でお話しできるようにしております。

工夫はいろいろあるので、そういう事例も入れていただければ積み重ねの中で集まると思います。

ちなみに、私たちのクリスマス会はこの間、99世帯申し込みだったので、抽選で110人ぐらいの規模でやりました。本当に、申しわけないぐらい集まります。希望者は殺到します。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、就労支援のところはいかがでしょうか。

どうぞ。

○伊藤事務局長 ちょっとその前なのですが、細かいところでも構わないですか。

33ページの中段ごろなのですが、（養育費・面会交流への支援）というところで、「離婚前の早期からひとり親同士の交流を通じて」とあるのですが、細かいことで恐縮なのですが、離婚前ということではひとり親ではないので、ひとり親同士の交流の中に入って理解を深めようということでしたらこのままなのですが、もしこの主語が離婚前の段階でひとり親とも交流をしながらということなのか、その辺のところを検討していただけるとありがたいと思います。

2つ目は次のページの34ページなのですが、就業支援の「（2）第3期の取組状況」で、ひとり親家庭支援センターにおいてきめ細かな支援を行っていますということで、あとこれに加えて一つの取り組みの成果として、現場としては産業労働局さんの女性向けのeラーニングの職業訓練の申し込みができるようになったということが非常に大きいので、それも加えていただけますと大変ありがたいなと思います。

次のページの4期の取り組みなのですが、キャリアアップ支援それから子供の就業支援、これは非常に重要でありまして挙げていただいて大変ありがたいのですが、それに加えて、ちょっとくどいのですが定着支援をいま一つ、入れていただけると。最近では定着支援もいろいろな取り組みがあるのですが、実は私どもはあと飯田橋の利用者のおよそ3割が、精神的なメンタルに問題を抱えている人たちが非常に多いということで、定着を阻害する要因としてそういったストレスの問題が強いということで、はあと飯田橋では定着の阻害要因の一つである人間関係に関するストレス耐性テストを行っております。これを深めてDISTからTEGということで支援メニューを深めていこうと思っているのですが、やはり定着支援というのは非常に重要なテーマですので、これもまたちょっと入れていただくと大変ありがたいと思っております。

○森田委員長 重ねて多分、伊藤さんからの御意見のところについても重なってきますね。一緒にコメントをいただきたいと思います。

○伊藤委員 そうですね。

まず就業のところ、メモでは書いていないのですが、今、資料を見ていたときに17ページのところでの公的制度の調査のところ、制度の利用のところ、高等職業訓練促進給付金とかが実際は1.7%だったり、貸付なども0.7%という形ですごく知られていない、利用したことがある人がすごく少ない中で、36ページの（より安定した就業に向けての資格取得等支援）の中で、この資格取得の給付金や講座の受講と内容は書かれてあるのですが、事業名で入ってきていないということになりますと、事業名イコールで知っている知らないと出てきてしまうので、しっかりと東京都さんでやっている貸付だったり給付金の事業名を載せていく。そこでやっているよということだったり、今、お話のあったはあとさんでやっているようなのも、こういう事業をやっているという、やはり何だかんだで紹介するとき事業名が先にチラシとかで出てくるので、そういった事業名

がしっかりと出ることによって目にする機会が増えることで知られていくことがあるのかなど。

自分たちが何の事業を使っているのかというの、やっている人たちもこれを使っているのだとわかることによって、じゃあ次はどうしてこうなどというのが口コミで紹介していく人たちもいっちゃうるので、そういったこともできるのかなというのが1点ございます。

また、33ページに戻らせていただいて、資料で出させていだいたところの言葉なのですけれども、これは本当に言葉の部分のところなのですけれども、33ページの一番上のところに書かれております○の「子供が別れた親の愛情を感じ」というところの、子供から見たときの「別れた親」ってちょっとニュアンスが違うのかなと。「今、一緒に暮らしていない親」とか、「生活を別にしてる親の愛情を感じ」ということで、「別れた」というのはあくまで親が使う言葉かなと思ったので、ちょっとそこが言い方的に違和感があったということ。

あと、先ほどあった（養育費・面会交流への支援）というところの中で、「離婚前の早期からひとり親同士の交流」ということで、国の資料のあれも見せていただいたところの中でこの親支援講座という形で、講座を開いていて「交流を」というのが入っているのですけれども、養育費や面会交流について離婚前から早期に知ってもらう、しっかりとこういう講座などで知ってもらうのも確かに必要ですし、そういったことをやってその中で、講座を通じて交流というはあるのかなと思うのですけれども、ちょっと一足飛びに離婚前から早期に交流ということから入ると、その間の情報提供をしていく、知ってもらう、面会交流や養育費が必要なんだよ、ひとり親になるのだったらきちんと子供のためにそういうものを協議しましょうねというのをちゃんと伝えてから、ではそのためにどうなんだという交流につながるのかなということ、ここは文章がもうちょっとあったほうがいいかなと感じたところです。

○森田委員長 どうぞ、赤石さん。

○赤石委員 同じ、33ページなのですけれども、（養育費・面会交流への支援）なのですが、なかなか悩ましいのですけれども、私も伊藤委員と同じように離婚前の早期からの情報提供はすごく大事です。

With You さいたままでやっているのは、離婚に悩む女性の生き方セミナーというタイトルになっているのですね。法律講座を年間10回以上やっているのですけれども、法律講座が3回。さらに、マネープラン、ライフプラン、就労、そしてひとり親に育ったお子さんの声を聞くということ。それから、この先のことを考える。いろいろな講座をやっていて大変人気でございます。その講座の後に「ママ・カフェ」をやっている状況なので、ぜひ都内でもそういったものがあるといいなと思っているのですが、要するに情報と親同士の交流という両方が必要かと思います。

その次の段落なのですけれども、何度もあれなのですけれども、「面会交流の実施が適

切でない場合」というのは、私が申し上げたから入れてくださっているのですけれども、暴力や親からの虐待があった場合にはこうしたことはできないということはしっかり書かれていたほうがいいのですけれども、やはりパブコメもございますし、今、共同親権を求めるグループも非常に活発でございますので、理由は示しておいたほうがかえって疑問が出ないのかなと思いますので、「暴力や虐待等があつて」というのは書いておいたほうがいいのかなと思います。

その次の「正しい理解の下」というのは、「正しい」というのは要するに個々の状況に応じた適切などというような意味なのだろうなと思うのですけれども、ちょっと強いなとは思っております、厚労省の中でも正しいとは書いていないのですよね。とすれば、もう少し言いぶりが変わったほうがいいのではないかなと。「個々の状況に応じた適切な支援ができるように」とか、「相談対応ができるように」とかのほうがよいのではないかなと思います。正しさが何なのかということがここの中に書かれていないので、非常に誤解を生みやすいと思っております。

○森田委員長 ほかにはいかがですか。

どうぞ、齋藤さん。

○齋藤委員 32ページのところになるのですが、相談体制の中で数としてはこれからもうちょっとふえるかと思っているのは、外国籍のひとり親の方の東京での増加ということも出てくる可能性もあるということと、国によって言葉がいろいろだということで難しさもあるかと思うのですが、多分地域ごとには役所の中に連携して通訳の応援というものがあるかと思っておりますので、そうしたことなども含めて、これから起きてくるであろう外国籍の方への配慮ということでの何かを書いていただくとありがたいかなと思います。

○森田委員長 とりあえずここで切らせていただいて、委員の方々に特に東京都のさまざまな部署の方々からも御意見をいただいたらいいかと思っておりますけれども、今の話の中で課長から何かありますか。

○玉岡課長 まず、31ページのところのひとり親家庭への（つながりへの支援）。済みません。この31ページのところは明らかに薄くなってしまっているのですけれども、これは例えば33ページで言っているところの（ひとり親同士のつながりへの支援）に書いておりますような、孤立を防ぐ、悩みを打ち明けることのできるつながりをつくる取り組みですとか、それ以降にもつながりをつくるための母子・父子自立生活支援員が家庭訪問をする中で、その方の状況を捉えてさまざまな必要なつながりをつくっていただくとか。施策としては、後ろのほうにちりばめられてはいるのですけれども、普及啓発というところで具体的な記述としてちょっと足りないのかなというのは事実ではありますので、あるいは今後、新たに都として交流の場をつくるようなことも想定としてありますので、そういうことも含めて、確かに記述としては少し整理をしていきたいなと思います。

それから33ページのところで多数、御意見をいただいております。貴重な御意見をありがとうございます。

特に（養育費・面会交流への支援）の前段のところの、「離婚前の早期からひとり親同士の交流を通じて」といったところの記述ですね。いろいろな意味で誤解を招く部分ですか、より丁寧に書いたほうがいいのではないかとといったような御意見、あるいは、意義としてはこうものはやってほしいというような御意見もあったかと思いますが、そういうことも踏まえましてもう少し整理をさせていただきたいなと思います。

それから、後段のところでございますけれども、まさに赤石委員がおっしゃるように「面会交流の実施が適切でない場合も含め」は、まさに委員の御意見を踏まえてこちらでお示しをし、その「正しい理解の下」といったところも、今まさに個々の状況に応じていろいろなこともあり得る一方で、お子さんですとかあるいは保護されるべき女性の安全とか、そういったぶれないで必ずそこは確保されなくてはいけない部分というのがありますので、こういったちょっと強目の表現にはなっておりますが、もう少しいろいろな意味でできる限り誤解が少なくなるような文書整理ができるかどうかについても検討していきたいと思っております。

そのほか、ひとり親家庭支援センターの取り組みについての伊藤さんから御意見を頂戴したのについては、もう少し整理をして、反映できるものは反映をしたいと思います。

また、事業名については、きょうはお示ししておりませんが、第4章のところでも事業一覧ということで別に載せるのですが、確かにこの本文の中で触れられていないというところで、認知度が低い中でももう少し都としてそういったところを推したほうがいいのではないかと御意見を伊藤委員からいただいておりますので、そういったものも少しこちらで整理をしてできる限りそういったものが皆さんの認知につながるような形にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○森田委員長 いかがでしょうか。

萩原委員、何かコメントはありますでしょうか。

○荒井議長代理 済みません。きょう、萩原が欠席で、荒井です。

○森田座長 済みません。荒井さん。

○荒井課長代理 私の担当が、雇用の就業関係であり、今お話しいただいた能力開発という部分の内容になりますと直接的な担当ではないのですが、本当にごもった御意見であり、認知的な部分ということでは、やはり本文に具体的な事業名等ということで記載したほうが良いとの認識であります。持ち帰らせていただきまして、担当のほうに提供をさせていただきたいと思っております。

○森田委員長 ほかにはよろしいですか。

どうぞ。

○伊藤委員 本当にちょっと、できるできないということもあるかと思うのですが、就業支援のところは、一自治体であったり、ひとり親の方たちが個別で頑張っているところに対して、東京都さんだからこそ、企業さんに対してひとり親の方が就労しやす



い制度であったりとか、そういったものを推奨するような働きかけを、東京都という大きい自治体として、やはり私たち1個の自治体だけだとなかなかできないのを、東京都として、企業さんへの働きかけ、ひとり親の方が働きやすい何かというのを何かちょっと触れていただくと、ひとり親の人たちが一生懸命頑張って就労のスキルを持って何をやってというそちら側だけが頑張るのではなくて、企業さんが頑張ってくれるようなことを、この中でも東京都さんから計画としても打ち出してもらいたいなというのがちょっとお願いでございます。

○森田委員長 いわゆる調査結果の中にも、やはり働きやすい環境、子育てしながら働きやすい環境の整備ということについては、非常にニーズも高いですし、ある意味具体的な障害の人たちが就労支援するときのさまざまなサポートというのが試みられているわけですが、同じように親が1人しかいないということの中で、なかなか休みをとりにくいあるいは時間を2人でシェアしにくいという状況の中にあるひとり親が、やはり就労が継続できるような職場環境の創出をしていただく。あるいは、サポート体制を強めていただくということ。これは、受け入れる側からの条件として非常に整備してほしいということについてです。

また、そのことを啓発してほしいという、それはとても強い要望だと思いますので、ぜひ何らかの形で書けたらと思います。

これもなかなか進まないのですが、高卒程度の学力の獲得のための試みというのも、これもやはりこの議論の中で出ましたけれども、教育委員会と協力しながら特に高校での、要するに学校の中でどういうふうな支援をしてくれるかということと、それをサポートする体制というものをどう組んでいくのか、両方ないと先ほどのデータのところにもありましたけれども、中卒あるいは高卒というところでとどまっていて、なかなか新しいキャリアを自分の中につけていくということが難しい状況にあると。それが、就労によるところの収入を上げるところになかなかつながらない。

このことが次の子育てが終わった後の暮らしというところにも大きく影響していくわけですから、この就労支援のところというのは少し長いキャリアをきちんと考えた形で、高卒認定、高卒の学力確保あるいはできればその後の専門の資格を取るとか、もちろん大学なども当然、想定されていいわけですから、こういったところに向けたさまざまな支援も今、始まってきていますのでこれを使って、どのような形でキャリアアップしていくのかということの見通しのある書き込みというものがあると、多分東京都らしい世の中の大きな動きというものをつくり出していくことができるかなと感じた次第です。

どうぞ。

○水野課長補佐 企業側の話ということになりますと、我々は求人企業に対しても常にいろいろな働きかけはさせてもらっているのですが、今ですと働き方改革ということで、それは中小企業さんを中心に労働局としても相談窓口を設けて働きかけてはいるのですが、ひとり親家庭に特化してとなくなってしまふとなかなか難しいかなというところ

はあります。

もう一つ、東京のハローワークの取り組みでいいますと、渋谷にあります「マザーズハローワーク東京」においては、専用の、要するにマザーズハローワークだけの求人ということで、これはひとり親家庭ではないのですけれども、いわゆる育児、家事、介護と両立しやすい企業さんということで、それはハローワークがみずからの目で確かめてきた企業さんに関しては、普通は地元のハローワークに出す求人のところをマザーズハローワークで別にお受けをして、そしてそういう両立を図ろうと、マザーズハローワークの利用者に向けての専用の求人を特別に取り扱っているという取り組みはしております。

それを通じて、企業さんとしてもそういうところによって、両立に対して非常に理解のある企業という、ある意味一つのブランド価値が生まれるようなところもあります。そういう取り組みはやらせてもらっています。

それをどうここに入れられるかというのはあるのですけれども、そういう取り組みは実際にハローワークとしてはやらせていただいております。企業さんには、今、特に人手不足でございますので、人材確保の一つとして、女性と云っていいかどうかはあれですが、主に女性の力をしっかり戦力として雇用していくには必要な取り組みであるということは、常に働きかけはさせていただきますし、実際に求人という形にさせていただいているところは御紹介させてもらいたいと思います。

○森田委員長 どうぞ。

○赤石委員 就労支援をされていて思うのですけれども、確かにお子さんが小さくて、例えば小学校低学年くらいまでの方にとっては、やはり両立というのは非常に大事。そこがどのあたりで転換するのかというのはなかなか難しく、子供が3年生ぐらいになったらもうちょっと残業があるところでも転職しようと思う方と、中学生ぐらいになるまで見切りしないとかマインドセットが変わらない方もいらっしゃるので、私どもとしてはライフプランをお示ししながらちょっと早期でマインドセットしないと、年齢的にもなかなか難しいということをお伝えしています。

もう一つは、中高生の親になってパート就労が長くて、企業の中ではかなり責任のある仕事、マネジメントをさせられているにもかかわらず、やはり就労した年齢が高いのでそのままパートを続けていらっしゃる、不満も募ってくるというような方が私どもの転職支援にいらっしゃる場合があります。

そのあたり、すごくもったいないなと思っていまして、その方たちの評価を変えていくということで、もし転職希望で経験が10年もある方をその企業が失うとしたら、物すごい損失なのですね。ところが、40代の方を正社員にしていくという道がない、キャリアパスを企業が考えていないために転職希望となってしまいます。今年、就労支援した方で転職が決まりました。その後に、いらした企業が、パートを、その方を失いたくないということで、前例なくその方をパートから正社員にするという決定をしたのですね。実際に今、人手不足だし女性活躍の時代だし、そういうストーリーもこれから出てくるのだと思うのですね。

個々の企業が変わってくると、教育費のこととかいろいろなことが変わるので、もっとそのあたりが、社会が変わるといいなとすごく思っています。

もちろん、最初のときというのはなかなか両立のところが大変だし、もうちょっと力のある方の再評価がすごく必要だなと感じております。

企業のマインドをどう変えていくのかというのはもう個々の事例を積み上げるしかないのかなと思いつつ、何かどこかであるといいなと思っているところです。

○森田委員長　すごく、そういう意味でいうと意識改革というものを企業や社会全体が変わる中で、今、女性たちや母親たちの就労支援という形でいろいろ進み始めていると。あるいは、障害者支援が始まり出していると。その中に、どういう一般施策の中に、ひとり親の働き方を入れ込むかということと、入れ込むときの方法論ですね。要するに、一般施策が高まっていく、広まっていくことはすごく大事なことで、しかし、その中で、ありますというだけでは、それこそ施策の中に近づけない人たち、あるいは今ある仕事の中で次のキャリアチェンジに行かれない人たちをどうするか。

このあたり、特に仕事と、東京の全体の企業というのは今たくさんあるわけですので、ぜひそこをつないでくださって、働ける環境とそして働く人たちの力のパワーアップ、両方がつながることが必要なので、ぜひそのところを、難しい書きぶりだとは思いますが、皆さんにわかりやすいように伝えることができたらいいかと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

3に移らせていただきたいと思います。

次をお願いいたします。

○玉岡課長　それでは、37ページをご覧ください。

「3 子育て支援・生活の場の整備」、「3-1 子育て支援体制」についてですけれども、第3期では妊娠・出産から切れ目のない支援ということで「ゆりかご・とうきょう事業」などさまざまな施策の充実、あるいは保育規模の拡充などを図ってきているということでございます。統計の上でも、保育に関してはひとり親と共働き世代との差は小さくなってきているという状況はございます。

38ページのところで、第4期の取り組みとしては引き続き夜間保育や病児保育などの多様な保育サービスの充実支援、子供の放課後の居場所確保などに取り組んでいきます。

39ページ、（ひとり親家庭ホームヘルプサービス）では父子家庭や残業等の就業上の理由などの利用も拡大されてきたところですが、引き続き全ての地域で必要な家庭が利用できるよう区市町村の支援をしていくということでございます。

40ページでございますけれども、3-2、学習支援の推進につきましては、第4期も着実に事業の実施が図られるように支援をしていきたいと考えておりますが、下のところで全ての区市町村が学習支援事業を地域の実用に応じて実施できるよう支援していく。

あるいは、41ページですけれども、先ほどちょっと触れましたけれども家庭教師派遣型の学習支援は子供の家庭での生活状況、環境、親子関係等、多くの情報を得ることができ、

孤立した家庭を支援につなぐきっかけともなる事業でありますので、引き続き区市町村を支援してく。こういったものを掲げさせていただいております。

42ページ、「3-3 住居の確保」でございますけれども、こちらは委員会の中でも紹介があったところでございますが、第3期に都営住宅や新たな住宅セーフティネットなど、住宅支援の取り組みに広がりが出てきております。

「(3) 第4期の具体的取組」といたしましては、都営住宅の優先入居や民間賃貸住宅への円滑な入居促進など、引き続き取り組みを進めてまいります。

続きまして「4 経済的支援」でございます。

44ページ「(2) 第3期の取組状況」にございますけれども、3つ目の○で、平成30年度の未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除のみなし適用が導入されまして、都独自制度でございますが、児童育成手当についても同様の改正を行っていることですか、次の一番下の○ですけれども、母子、父子資金貸付金につきましても、平成30年度から、大学院への進学を希望するひとり親家庭の子供を支援するため、新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付を始めているところでございます。

こうした状況も踏まえながら「(3) 第4期の具体的取組」でございますけれども、3つ目の○で(養育費の取得支援)というところでございますけれども、こちらは再掲ということで先ほどの離婚前の早期からの交流を通じた理解を深める取り組みですとか、身近な相談窓口での支援ができるよう、東京都としても研修等を通じて支援をしていくことなどにも取り組んでまいります。

また、その下の(将来の自立に向けた子供の進学支援)、こちらも再掲になりますけれども、「受験生チャレンジ支援貸付事業」などによりひとり親家庭の子供の進学を支援していくということでございます。

3番目と4番目の説明は、以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

この項目についても委員の方からの御意見等が出ておりますので、まずは3のところから行きましょう。「子育て支援・生活の場の整備」ということでの御意見ですが、いかがでしょうか。

3-1のところでは、ホームヘルプサービスについて赤石さんから。

○赤石委員 ありがとうございます。

この委員会でも、やはり業者さんがなかなかいないというお話が出てきたので、単価の問題があるのかなと思っております。

厚労省の日常生活支援事業が今回、300円単価が上がっているのです、さらに都が上乘せしてくださっているという認識でよろしいのですか。違うの。そのまま。

○事務局 国が上がった分、東京都もというところは今後のお話なのですけれども。

○赤石委員 そこも踏まえたら、単価が上がるということなのでいいのかなとも思いつつ、事業者さんができやすいようにしていかないと、利用に結びつかないのかなと思っており

ます。

清瀬の子育てネットワーク・ピッコロさんは非常に多くの派遣をしているのですけれども、地域の方を育成して支援しているというようなお話を伺っていますので、そういった成功事例もぜひ御紹介いただければいいかなと思います。

ここだけでいいですか。

○森田委員長 とりあえず3-1で、ほかになれば。

どうぞ、齋藤さん。

○齋藤委員 38ページで具体的な取り組みのところに、切れ目のない支援ということで、本当にこのところがこれからすごく重要になっていくかなと思っております。

特に、母子保健と子育て支援というのが、近いようでいてなかなか児童福祉法でいうと生まれてからというところの対応がちょっと離れていた位置にもいて、でも近いところで重要な関係性なので、そこがこれからますます連携していくということで心強く思っております。

その中で、ちょっと特殊かもしれませんが、10代の妊娠とかということがあった場合、学校関係との連携も結構出てくる可能性があるのかなというところでは、もし可能であればそのあたりのところも、急に話が違うトーンになってしまうのかもしれないのですけれども、学校連携は結構重要になってくるかなと思いますので、考えていただけるとありがたいと思います。

○森田委員長 10代の出産で、特に学校に在学中に出産するというケースと、中退して出産するというケースと、状況というのは多少違いがあるわけですがけれども、いずれにしても、学校に在籍し続けるというところのやはりサポートをしてくれる人がなかなかいない。後押しをしてくれるというのでしょうかね。一緒にそこを支えてくれる人がいないと、なかなかそのところを乗り越えることができなくて、生むという、自分が育てるという決断をしたときに、そこを当然のように学校をやめるということになってしまう。そこを何とか継続できるような方法については、この委員会の中でもなんとかそれを新しい教育支援の仕組みということでできないものだろうか。

つまり、ここは教育の分野に対してどういう要請をしていくのかということだと思っておりますけれども、特に都立高校などではたくさんの通信制のところに今、既に保育施設を持っていたりするところがありますので、例えばそういうところに転校するとか、そうすればやめるよりはいいわけですから、そういうことも含めて、何か新しいシステム提案みたいなことが出てこないかということは、とても感じるところです。

齋藤委員のおっしゃったことに、少し私のほうからも加えさせていただきました。

何かいかがでしょうか。ないですか。

そうしたら、玉岡課長から。

○玉岡課長 教育の話は、今この場に教育のメンバーが参画していない部分があるので、そういうお話については所管のほうにもお伝えをしていきたいと思っております。

○森田委員長 ほかにはよろしいですか。

続いてですが、ひとり親の学習支援の問題では、赤石委員からも伊藤委員からも御意見が出てきておりますが、いかがでしょうか。

○赤石委員 ありがとうございます。

41ページの家庭教師派遣型の学習支援についてなのですが、まず学習支援事業なのですから、ちょっとデータを調べることができなくて言っているのですが、学習支援事業は今、各市町村と自治体で委託先を決めたり自分のところで事業をやったりというような形なのかなと思っております。

私も、何区かで委託のときのプロポーザル選考にかかわらせていただいたことがあって、かなり学習産業がこの分野に入っておられるのだなと思いました。それが悪いということではないのですけれども、効果があるということだったらそれでいいと思うのですけれども、困難を抱える子供たちの支援として考えると、単に学習支援というのは成績を上げることにとどまらないと思うのですね。

特に、家庭教師派遣型の選考にかかわらせていただいたときに、やはり御家庭との信頼関係の構築あるいはお子さんのいろいろな困り感というか、障害がわかっていないとか、この子は発達障害なのかなとか、そういったところを見ることができる業者さんなのかどうかというのはすごく大きいなと思いました。

足立区でかかわらせていただいたときは、発達障害に結構強い団体が委託を受けてくださったので、その後の報告を見ますと、ある家庭ではお父さんがなかなか子供の障害を受け入れられないまま放置されていたのだけれども、障害のことをわかっている支援者だったので、それを発見して、支援につなげていったことによって、不登校だった子が適切な高校に進学できることになったとか、そういう効果があったことの報告をお受けして、やはり単なる成績の向上ではなく、ちゃんと関われるというところが、基準の中にあっただ方がいいなと思っております。どういう書きぶりになるのかわからないのですけれども、その選考というのは貴重なお金を投じてやるわけですので、気になっているところです。

埼玉県ですかね、競争入札にしたがために学習産業が受託して非常にいろいろな問題が起こってしまったのだというようなことを報道で聞いております。そのあたりというのはやはり大事なところなのかなと思って書かせていただきました。

○森田委員長 よろしいですか。

では、伊藤さんどうぞ。

○伊藤委員 では、私からは先に係長ともお話をさせていただいたのですけれども、この学習支援の推進という項目の中で、やはり今はもう国のほうで高等教育の無償化というのが大学への奨学金だったり、特に東京都さんだと高校の授業料の無償化となってきたり。

確かに教育委員会の話ではあるのかもしれないのですけれども、やはりひとり親の家庭から見たら、所属とかどうだとかではなくて、今こういうふうになっているから大学とか

も大丈夫なんだよという発信を、情報を得るのがあちこちがあればそこで情報がとれるということになるので、ひとり親だったらここを読めばひとり親の、自分のことがいろいろ書いてあるというものがあってほしいなと思うので、この計画の中にできればやはりこういった高等教育の無償化、国の言っている流れであったり高校の授業料の無償化というのは、やっているということを入れ込んでいただきたいなということ。

あわせて、貸付のことについて、経済支援のほうで書かれてはありますけれども、やはり学習支援、子供の教育という中でもそういう貸付があって、子供を進学させるときにそういうことも活用できるんだよというのを、どちらが再掲でも全然構わないのですけれども、記載があるとうれしいなと思いました。

○赤石委員 言い忘れました。済みません。

高校の学習支援もほしいです。

以上です。

○森田委員長 いわゆる在学中の支えも、非常に必要。

先ほどの若年の親の場合ですね。本人自身が学生である、生徒であるという場合もあるわけですし、子供が生徒になるあるいは小中高の子供たちとして学校に通う、この両方がある。同時に、当然ですけれども、高卒以上の専門教育になってくれば、子供も親も本当にまさに当事者としてそこをどう組み立てていくか。

特に、日本のひとり親の場合に非常に教育を積み重ねていくということが難しいわけなので、ここをどういう形で、東京都として、さまざまな奨学金あるいは給付という形、いろいろな相談、サポートみたいな形で、ここを拡充して力のあるひとり親を育てていくか。私たちはよくストレングスの視点というわけですが、やはりある力を伸ばすという施策を組んでいきたいということはとても強く思います。このあたりのところを育てるためには非常に重要な部分だと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

今、この3-2のところでもいろいろな御意見がありましたけれども、これについて都から何か御発言はありますか。

住宅の話が、伊藤さんからありますよね。

○伊藤委員 住宅のところも、今回この資料の42ページでも、「住まいの確保にかかる支援が重要です」というところで、現状と課題という形で出ている中で、やはりもっと取り組みが欲しいというところがございまして、行政の中でも住宅支援をいろいろ考えてはいるのですけれどもなかなか難しく、せめて民間賃貸住宅への円滑な入居促進という中で、特にやられているであろう居住支援協議会のことは、多分、他部署にも入っていただいているので、もっとここを各自治体のところ、うちもまだできていないので何とも言えないのですが、そこをもっと逆に「やりなさいよ」ぐらいの力で言ういただけると、やらなきゃいけないんだって自治体がる。その中で、要配慮者という中でひとり親は、一番大きい高齢者に次いで出てくるかと思うので、そこの中でどうやっていくよというのを今やりたいので、後押ししてほしい。

○森田委員長 後押ししてほしいということですね。

いかがですか、小井沼さん。

○小井沼委員 住宅政策本部の小井沼です。

御意見ありがとうございます。

協議会の話が出てきておまして、今は区市の50%以上を、協議会を設立するという目標を立てておまして、着実に進んでいるところと進んでいないところが確かにありまして、また今後、50%以上に目標を引き上げてということも検討はしておりますので、強力に後押ししていきたいと考えております。

それと、もっと取り組みをとというお話が、協議会以外にもということだと思っておりますけれども、昨年から住宅セーフティネット制度の関係で、セーフティネット住宅の登録とか居住支援法人の指定拡大とかも始まっておりますし、今年から(2)の2つ目の○なのですけれども、「若年夫婦・子育て世帯向」の募集が都内で年間1,500戸くらい、一般の募集と別枠でやっております、その中にひとり親家庭を入れたということで、ここに書いてあるとおり実は先月からの取り組みなので、今後いろいろ実績が上がってくるかなと思っております。

去年と今年でいろいろと制度を拡充、見直しを行っておりますので、第4期に関してはこの辺をより進めていって充実させていくということで、これ以外の新たな取り組みと言われるとちょっと苦しいところなわけですけれども、その辺をもうちょっとわかるように記載を整理させていただきたいと思っております。

御意見ありがとうございます。

○森田委員長 よろしいでしょうか。

玉岡さん、今の2つのところ何かありますか。

○玉岡課長 3-2のところ伊藤委員から、御意見ありがとうございます。

たしかに、奨学金については、現行計画の中でも記載がない部分ではございましたが、地域未来塾ですとか、校内寺子屋といったものについては事業一覧にも追記する方向で今、教育庁と調整をしているところでございます。

また、奨学金は教育庁だけではなくて、その他さまざまな部署等が影響する部分ではございますので、そういったところとも情報共有しながら、この第4期計画の中で入れられるかどうかというのはあるのですが、今後に向けていろいろな部分で情報共有はしていきたいと思っております。

母子、父子福祉資金の貸付については、こちらのほうで再掲することも検討させていただきます。

住居の確保は、今、小井沼委員からもありましたけれども、私たちとしてもいろいろな動向についても注視をしておりますが、既に活動している居住支援法人の周知などにつきましては、何らかの形で協力させていただければと思っております。

以上でございます。



○森田委員長 よろしいでしょうか。

次のところの課題に参りたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○玉岡課長 資料46ページをご覧ください。

ここから、独立した母子生活支援施設に関する計画という部分になります。

初めに、1の計画における位置づけといたしまして、新しい社会的養育ビジョンと都道府県計画について、国の動きと経緯を記述しているところがございます。

47ページの(2)で、このひとり親計画の中における母子生活支援施設の位置づけを明確にしているものがございます。

1つ目の○で、本計画に定める「母子生活支援施設」については、ひとり親家庭の自立支援計画であるとともに、ビジョンに基づく推進計画であること、2つ目の○として、都は、子供の最善の利益を実現する改正児童福祉法とその理念のもと、区市町村の子供家庭支援を担う福祉資源として活用を推進し、本計画で具体的な取り組みを示すとしております。

48ページからは、母子生活支援施設の現状の統計の御紹介となっております。母子部会さんで取りまとめている既往が中心となっておりますが、一部、都でも行いました施設長の皆様方へのアンケートの調査の結果も入れてございます。

「(1)入所母子の状況」では、母の年齢を示しております29歳までの母の割合が3割近くと若年の母の受け入れが多い状況がございます。また、入所世帯の子供の年齢でございますけれども、2歳までの乳児が25%を超え、5歳までの乳幼児で半数を超えておりました。一方で12歳以上の中高生も一定程度入所しておりますので、そうした場合は進学の問題も抱えているということになります。

「イ 入所理由」でございますが、次のページにまたがりますけれども、住宅困窮とDVが多く、エの欄の記載がありますが虐待経験のある世帯が全体の5割近くというところで、86世帯が入所後も虐待の課題が継続しているとなっております。

また、ウの障害等のある利用者のところでも、こういった方が一定程度おまして24.8%。先ほど御指摘がありました外国籍の方につきましても1割近くいらっしゃるということになります。

51ページでございます。「キ 退所状況」でございますけれども、こちらで最も多いのは住宅事情の改善、次いで利用期間の満了というところがございます。

その下のクのアフターケアについては、全施設で御実施をいただきまして、実績が年々増加しているというところがございます。

52ページでございますが、(2)の「ア 施設の運営状況」を見ますと、施設数、定員ともに減少、入所率も減少というところで、暫定定員を設定する施設もふえております。職員の経験年数は、53ページのグラフで示しますように中堅職員が少ないU字型となっております。臨床心理士等の資格を持つ職員の配置は18施設となっております。

「イ 入所者への支援方針」を見ますと、対象世帯の平均入所期間は年々短くなっているところがございます。自立支援計画はおおむね半年で見直しをするとされておりますが、1年に1回という施設も7施設ありまして、母子それぞれの自立支援計画の作成も行っていないと回答した施設も一定数ございました。

54ページ、下段の関係会議への参加状況ですけれども、要対協、DVに対する連絡会議等々の参加につきまして、一部行ってない施設がございます。

次のページのウの多機能化の状況、ショートステイなど地域福祉サービス事業を実施している施設もふえてきているというところで、都において支援している緊急一時保護事業は27施設で福祉からの委託を受けて行っているというところがございます。

また、特定妊婦等の短期入所支援を行う母子一帯型ショートステイも、現在2区、2施設で実施をしているというところがございます。

次のページ(3)の施設を取り巻く社会状況でございますけれども、平成28年児童福祉法改正による特別区児童相談所設置による影響、それから児童虐待防止法、国の検討が始まってございます困難を抱える女性への支援のあり方検討会により取りまとめられた、運用面における見直し方針など、母子生活支援施設はこれまで以上にDV、虐待の未然防止、地域の母子家庭への支援を担う役割などが多々求められていくと考えられます。

57ページでございますけれども、3番の母子生活支援施設の具体的な取り組みとしましては、計画の内容に入ります「3-1 インケアのさらなる充実」として、「現状と課題」の4つ目の○に、入所期間を厳格に2年間とする施設もあり、入所期間の適切な設定と入所中から退所を見据えた支援が不可欠と記載をしております。

第4期の具体的な取り組みとしては58ページの2つ目でございますが、DV、虐待、若年母子、特定妊婦、親子再統合などの支援の参考となる職員向け事例集の作成支援。関係機関との情報共有のあり方を検討した連携会議の参加を進めること。母子・父子自立支援に向けた施設入所のためのインテーク、アセスメントや施設の情報提供のあり方など、ガイドラインの作成を行ってまいります。

59ページ、3-2の積極活用の部分でございますけれども、第3期から継続いたしまして、母子一体型ショートケアの拡大等、施設の多機能化の取り組みを支援していきます。

次のページの3-3でございますけれども、広域入所の入所率につきましては、既に区部の公立施設において広域入所の検討が行われておりますが、広域入所の確実な広がりを支援するため、第4期の具体的な取り組みとして、下から2つ目の○です。措置元自治体と措置先自治体が連携して、施設とともに入所中から退所後まで母子が安定した生活を送れる連携の手法や仕組みについて検討を行うということでございます。

次の○ですけれども、閉鎖施設と地域に開かれた施設の両方の役割を持つ施設として、安全対策の支援を行うとともに国の検討を注視していきます。

最後に、施設の活用促進を図るため、施設入所のメリットを広く知ってもらう取り組みも引き続き行っていききたいと思います。

母子生活支援施設の部分の説明は以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、この項目につきまして御意見を頂戴したいと思います。

齋藤さんから、いかがでしょうか。

○齋藤委員 幾つかありますが、最初に前段として46ページにありますように母子生活支援施設、「新しい社会的養育ビジョンと都道府県社会的養育推進計画」の関連等のことについて触れていただきましてありがとうございます。

この上で、母子生活支援施設をいろいろと考えていかなければいけない点もあるかなと思います。最後のところでも出てくるかと思いますが、いろいろなところから出てきている経過の中で、私たちの部会でもこれを参考にしながら前向きに進めていきたいと思っていますところもあります。

具体的ところで気がつき、気にしているところなのですが、48ページで子供さんの年齢がだんだん低年齢化しているのは全国的な傾向でもありますし、0、1、2歳のお子さんを抱えた入所もふえてきていることを考えますと、それに対する保育、養育支援というものがとても重要になってくるのですが、母子生活支援施設のももとの職員配置の基準の中では、保育士が必須要件ではございません。本当に母子生活支援施設の中で保育をしていくことを認められたところだけが保育士を配置されているという状況の中で、約半数のところは認められている状況なのですが、この先に行きますと東京都ではいろいろと加算などもいただいているやり方もしていただいているのですが、養育支援はとても重要な視点になっていきますし、再統合支援の中でも養育支援で保育の面に関する支援というものがとても重要になってくるかと思えます。そのあたりの配置の強化と、育成支援のサポートをお願いできればと思っております。

続きまして、52ページのところで、職員の経験年数がこのところ低くなってきているかなということ、中堅の方々が少ないこの数字に関しては、母子生活支援施設だけではなく、社会的養護のところでも同じような傾向であるということ、さらに言いますと日本の中での業界全体も似たような傾向で、新卒の方の3年未満の方が3割やめていかれる傾向がある点では、同じような傾向をたどっているわけなのですが、その中でも専門性を高くしていく母子生活支援施設の中で、それこそ先ほどの利用者の方だけではなくて、施設の職員も定着して、育成をして応援ができるような職員をよりつくっていかねばいけないかなと思っております。

53ページの入所期間のことになりますが、これは後でも書いてありますし、前回発言の中で利用期間の定めがあることについて、そうではなく利用者一人一人の状態に合わせてということについて、今回の文面にも57ページに記載していただいております。

実際に、東京の場合は2年間ということを決めている施設が多いわけなのですが、こちらにつきましても私ども施設側で決めているだけではなく、行政側の動きの中でそういっ

た傾向がある中で、ここ最近、今まで利用期間がもうちょっと長かったところが短くなっている傾向がありましたので、そのあたりどのような状況なのかなということで、ほかの施設の施設長さんにも伺ったところ、行政によっては利用期間を1年とさらに区切って広域利用されているところもあるようなお話の中で、だんだん利用期間が御本人とか施設側の意向とは違う形で進んでくることがあると伺ったことがありました。全てのところではないとは思いますが、これからこの施設がいろいろな形で多角的に活用されていく中で、お互いの使い方についていろいろと配慮していかなければいけないかなと思っております。

54ページのところの、要保護児童対策地域協議会などいろいろな会議の中で、会議に参加していない施設も一定数あるということが書いてあるのですが、こちらにつきましても私どものほうでは参加したいと思っておりますが、地域によって行政のところに入ることができないことがありますので、できるだけ参加できるような方向性で各区市にも働きかけていただけるとありがたいなと思っております。

最後になりますが、先ほどもお話ししましたように60ページにもありますが、広域入所を含めた形で入所率の向上についてということで、今回いろいろと御配慮いただきましてありがとうございます。ここのところは本当に情報発信も含めていろいろな行政同士の約束事も含めて、いい活用ができるようにしていきたいなと思っておりますので、母子部会でもこの後、いろいろとここで出されている内容も含めて検討をして、いい活用になっていくようにしていきたいなと思っております。

長くなりまして申しわけありませんでした。

○森田委員長 施設のところです、ほかにはいかがでしょうか。

伊藤さん、どうぞ。

○伊藤委員 先ほど、57ページの○の4つ目、「退所者の平均入所期間は2年弱となっております」というところで、その次の「入所期間を厳格に2年とする施設もあり」ということなのですけれども、基本的には措置元が行政なので、施設が2年と決めているわけではなくて、行政の中でまずは2年と決めているところが、やはりないわけではないということ。この書き方が「施設が2年としている」というのは、とり方が違っているのかなと思うので、ここは「措置元である行政が」という、措置するときの会議の中で、では「この方はどうだ」という中で、2年を原則としているというのは聞く限りではあるということだと思うので、ちょっとここが施設だと違うのかなと思いました。

○森田委員長 ほかに、ここにありますか。

では、玉岡さんのほうから。

○玉岡課長 全くおっしゃるとおりで、済みません。

伊藤委員にそうおっしゃっていただけると、こちらもそういう意味ではしっかり書けるかなと思いますので、そのように書かせていただきます。

母子生活支援施設はまさにそういったところも含めて、特別区さんで、先ほど触れましたけれども、広域調整についてのいろいろな御検討も既にいただいておりますので、引き続

きそういった流れの中で、区市町村の皆様方の御理解をいただきながらこういったものも進めていければと思いますので、よろしくをお願いします。

○森田委員長 この章では、ほかにはありませんか。大丈夫でしょうか。

それでは、全体として全ての項目について御意見を頂戴しました。

幾つか、書きぶりとか、また書いていない内容についてやはり加筆をぜひ検討してほしいということ。

とりわけ、やはりひとり親の自立支援の計画の中で、どうしてもほかの部署、ほかの部局の取り組みの中でも非常に重要なくだりについては、ほかからの情報を最低限ですが盛り込んでいただくことも御検討いただきたいということが、随分出てきたと思います。

全体ですが、事業がこの後に載りますので、その事業の全体像を見ながらこちらの計画の中に盛り込むキーワードについてぜひ御検討いただいて、これを東京都のひとり親の方々、当事者の方々、あるいは当然ですが支援に当たっておられる方々、行政の方々がお読みになって、ある程度こういう方向で東京都全体が動き始めていくのだと、これが少なくとも5年間続くということで、共有していろいろな部署や市民の方々、企業も含めてですが、やはりこのひとり親の自立のために力を合わせようという形で、向き合えるような最終の計画につくり上げていきたいと思っております。

これからの大事な計画になっていきますので、最後まで御協力をいただいて最終の取りまとめに向かいたいと思います。

本当に忙しいですけれども、ぜひ皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

皆さんの中から、言い忘れた、どうしてもこここのところは言わなきゃいけないというようなところがありましたら、どうぞ最後に一言お話しただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

全体のところで、言い忘れてしまったところがあれば。大丈夫ですか。

それでは、一応きょう、本当に駆け足でしたけれども、第4期のひとり親家庭自立支援計画の素案について御協議いただきました。ありがとうございました。

今後の予定について、事務局から御説明をお願いいたします。

○玉岡課長 資料3をご覧ください。

今後のスケジュールですけれども、ここにあります子供と家庭に関する3つの計画の策定に向けて、現在検討を進めているところでございますが、ひとり親計画を含めた3計画一緒に、1月下旬からパブリックコメントをさせていただきます。広く都民の方からも御意見を頂戴し、3月末の計画公表に向けて調整を進めてまいります。

5回にわたり、委員の皆様方からさまざまな御意見を頂戴いたしまして、改めて感謝申し上げます。

これ以降は、委員長と事務局に御一任をいただくこととなりますが、今後も御意見等ございましたら事務局宛てにお伝えいただければ幸いと存じます。

最後になりますけれども、少子社会対策部長の谷田より一言、御挨拶を申し上げます。

○谷田委員 今年の5月以降、5回にわたりまして森田委員長を初めといたしまして、委員の皆様方には大変、毎回御熱心な御議論をいただきました。本当にどうもありがとうございました。

今回は最後の検討の回ということで、素案をお示しさせていただきました。それについても、それぞれの皆様方の御専門の立場といたしますか、日常の取り組みの視点ですとか、そういったことを含めて非常にきめ細かい形で御意見、御提言をいただけたかなと思っております。

先ほど玉岡も申し上げましたが、年が明けましたら、パブリックコメントを予定しております。本日いただいた意見も含めまして、これまでの意見も振り返り、素案をブラッシュアップしたいと思っております。

また、皆様方から計画にどういうふうに記載ができるのだろうか、できないかもしれないけれども何とかならないかというお話も今日あったとは思いますが、私どもの中でも最大限取り組めるようにはしたいのですが、もし仮にそれがかなわないとしても、今回いただいた意見は私たちの施策の推進という中では必ずや役立つ視点だと思っておりますので、そこにつきましては私たちが工夫できるところは工夫していきたいと思っております。

今回、検討委員会という形で関わりを持っていただきましたけれども、これからも計画ができた後の施策の推進、あるいはこうした施策の評価といたしますか、こういった形で出てきているか、それをさらに先につなげるということも重要かと思っておりますので、引き続き皆様方にはまた御支援をいただければと思っております。

お忙しい中、毎回限られた時間ではありましたが、貴重な御意見をいただきました。改めて御礼を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○森田委員長 それでは、本日の策定委員会はこれで終了させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

午後11時53分閉会